



島根県報

平成30年 1月19日 (金)

第 2,972 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則	(畜 産 課)	2
島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則	(〃)	2

【告 示】

換地計画書の縦覧 (2件)	(農 村 整 備 課)	5
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	5
公有水面埋立ての免許	(漁港漁場整備課)	6
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(中 小 企 業 課)	7

【特定調達公告】

島根県水防情報システム (第三期) 開発及び運用保守業務の調達に係る随意契約 の相手方等	(河 川 課)	8
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る競争入札の参加資格等	(企 業 局 施 設 課)	8
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る一般競争入札の実施	(〃)	11
県立学校教育用コンピュータ等機器の調達に係る一般競争入札の落札者等	(教 育 施 設 課)	14

公布された条例等のあらまし**◇島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則（規則第3号）**

1 規則の概要

- (1) 所長は、島根県畜産技術センターにおいて分析等を行う必要がないと認めたとき、又は島根県畜産技術センターにおいて分析等を行うことができないときは、依頼に応じないことがあることとした。（第3条の2関係）
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年2月1日から施行することとした。

◇島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則（規則第4号）

1 規則の概要

- (1) 検査、注射、診療、証明書の交付又は牛の受精卵の移植（以下「検査等」という。）を依頼しようとする者は、申請書を家畜の飼養場所を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならないこととした。（第2条関係）
- (2) 家畜保健衛生所長は、家畜保健衛生所において検査等を行う必要がないと認めたとき、又は家畜保健衛生所において検査等を行うことができないときは、依頼に応じないことがあることとした。（第3条関係）
- (3) 家畜保健衛生所長は、検査等（証明書の交付を除く。）を行ったときは、当該検査等の結果を当該検査等を依頼した者に通知することとした。（第4条第1項関係）
- (4) 家畜保健衛生所長は、証明書の交付を決定したときは、証明書を当該証明書の交付を依頼した者に交付することとした。（第4条第2項関係）

2 施行期日

平成30年2月1日から施行することとした。

規**則**

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第3号

島根県畜産技術センター分析等に関する規則の一部を改正する規則

島根県畜産技術センター分析等に関する規則（平成16年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「検査」の次に「（第3条の2において「分析等」という。）」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（申込みへの対応）

第3条の2 所長が、島根県畜産技術センターにおいて分析等を行う必要がないと認めたとき、又は島根県畜産技術センターにおいて分析等を行うことができないときは、依頼に応じないことがある。

第4条中「前条第2項」を「第3条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則をここに公布する。

平成30年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第4号

島根県家畜保健衛生所における検査等に関する規則

(趣旨)

第1条 家畜保健衛生所において依頼を受けて行う検査、注射、診療、証明書の交付及び牛の受精卵の移植については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(検査等の依頼)

第2条 検査、注射、診療、証明書の交付又は牛の受精卵の移植（以下「検査等」という。）を依頼しようとする者は、申請書（別記様式）を家畜の飼養場所を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

(依頼への対応)

第3条 家畜保健衛生所長が、家畜保健衛生所において検査等を行う必要がないと認めたとき、又は家畜保健衛生所において検査等を行うことができないときは、依頼に応じないことがある。

(結果の通知等)

第4条 家畜保健衛生所長は、検査等（証明書の交付を除く。）を行ったときは、当該検査等の結果を当該検査等を依頼した者に通知するものとする。

2 家畜保健衛生所長は、証明書の交付を決定したときは、証明書を当該証明書の交付を依頼した者に交付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の規定により検査等を依頼している者は、第2条の規定により検査等を依頼している者とみなす。

別記様式 (第2条関係)

申 請 書

このたび下記のとおり 検査・注射・診療・証明書の交付・牛の受精卵の移植 を受けたいので、申請します。

記

種 類	性別又は大きさ	頭羽数	備 考

手数料	円
-----	---

内 訳 :

項 目	単 価	件 数	手 数 料
合 計			円

申請年月日 年 月 日

申請者住所

氏名



島根県 家畜保健衛生所長 様

告 示

島根県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年1月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区（反辺工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年1月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区（飯栗東村工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第23号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年1月19日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町多久和1080-4、1080-5、1081-1から1081-4まで、2550-1、2555-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市三刀屋町多久和1080-4、1080-5、1081-4、2550-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第24号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成30年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許年月日

平成29年12月22日

2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33、544番38、544番15の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と13の地点を結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 浦郷四等三角点（北緯36度05分14秒.9701、東経132度59分20秒.8801、以下「原点」という。）から
22度08分11秒、555.37メートルの地点
- 2の地点 1の地点から81度46分33秒、155.65メートルの地点
- 3の地点 2の地点から171度46分33秒、28.00メートルの地点
- 4の地点 3の地点から81度46分33秒、19.85メートルの地点
- 5の地点 4の地点から351度53分47秒、37.49メートルの地点
- 6の地点 5の地点から261度58分45秒、2.44メートルの地点
- 7の地点 6の地点から351度13分4秒、4.47メートルの地点
- 8の地点 7の地点から81度50分22秒、26.80メートルの地点
- 9の地点 8の地点から81度38分8秒、22.05メートルの地点
- 10の地点 9の地点から352度10分59秒、0.71メートルの地点
- 11の地点 10の地点から261度57分11秒、72.22メートルの地点
- 12の地点 11の地点から261度48分25秒、78.26メートルの地点
- 13の地点 12の地点から261度42分43秒、71.32メートルの地点

ウ 面積

3,201.86平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33、544番38、544番15、544番43の地先公有水面及び544番33、544番38、544番15、544番43の一部

イ 区域

次の各地点を順次結んだ線及びアの地点とクの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 埋立区域で定める原点から21度07分33秒、512.00メートルの地点

イの地点 アの地点から81度46分32秒、154.00メートルの地点

ウの地点 イの地点から171度46分32秒、30.00メートルの地点

エの地点 ウの地点から81度46分32秒、63.00メートルの地点

オの地点 エの地点から351度46分32秒、71.50メートルの地点

カの地点 オの地点から81度46分32秒、55.16メートルの地点

キの地点 カの地点から351度46分32秒、21.50メートルの地点

クの地点 キの地点から261度46分32秒、272.16メートルの地点

ウ 面積

16,749.89平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

島根県告示第25号

平成29年島根県告示第500号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成30年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス松江店 島根県松江市東朝日町35

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の変更においては、次の点に十分配慮すること。

ア 朝日地区町内会・自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。また、騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、特に早朝・深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音等について苦情があった場合は、発生源対策、防音対策等を速やかに行うこと。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。また、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

エ 隣接する市道にて道路内工事がある場合は、事前に管理課と協議の上、道路法第24条による道路工事施工承認申請を行うこと。

オ 第三中学校及び中央小学校の児童生徒が登下校で行き来をする道路に面して店舗があるため、児童生徒の登下校の時間帯（第三中学校：朝7時から8時30分、夕方16時から19時30分、中央小学校：朝8時から8時30分、夕方15時から17時）においては、店舗への搬入車両等の出入りについて特に注意を払うこと。

カ 市道天神川北2号線は道幅が狭く、登下校はもちろん部活動等でランニングに使用することがあるため、トラック等での通行の際は配慮すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県水防情報システム（第三期）開発及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部河川課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年1月5日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

富士通・富士通リース 島根県水防情報システム（第三期）共同企業体

（代表者）富士通株式会社 山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号

（構成員）富士通リース株式会社 中国支店 支店長 渡辺 功美 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

420,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 契約相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

8 提案競技の実施について公告を行った日

平成29年8月8日

平成29年度において、江の川水道用水供給事業等運転監視業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

江の川水道用水供給事業等運転監視業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

(1) 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の要件を満たす者でなければ入札参加資格審査を受けることができない。

ア 水道技術管理者資格を有する職員を雇用している者であること。

イ 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の実績が、継続して1年以上あること又は水道技術管理者資格を有する職員を2名以上雇用している者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない者又は納税義務がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない者又は納税義務がない者であること。

カ 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

キ 他の入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 審査の申請手続

(1)により入札参加資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。

ア 受付方法

この入札に参加を希望する者は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書及び所定の書類（以下「申請書等」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、エの担当部局へ郵送し、又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

イ 受付期間

公告日から平成30年2月19日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時までとする（ただし、平成30年2月19日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とする。）。

エ 郵送等の場合の受付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

オ 提出書類等

(ア)から(ス)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類は、電子調達システム又は島根県企業局ホームページから必要書類をダウンロードするか、エの受付場所で直接入手すること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ロ) 営業経歴調書

(ハ) 有資格者職員調書

(ニ) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）

(ホ) 使用印鑑届

- (キ) 印鑑証明書
- (ク) 業態調書
- (ケ) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書
- (コ) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書
- (ク) 法人にあっては、財務諸表及び財産目録
- (コ) 個人にあっては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- (ス) 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の受注実績がある場合には、それを証明する書類

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は、日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、別に定める経営規模等審査基準に基づいて次の事項を審査するものとする。本審査における得点が83点以上（総得点の50パーセント以上）の者でなければ、参加資格を有することはできない。

- ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額
- イ 審査基準日の直前決算における自己資本の額
- ウ 審査基準日の直前決算における流動比率
- エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
- オ 審査基準日の前日までの営業年数
- カ 審査基準日の前日における有資格者職員の数
- キ 審査基準日の前日における官公庁の営業実績（水道施設における維持管理及び運転監視業務に限る。）
- ク 国際標準化機構が定めた規格ISO14001及びISO9001認証の取得状況

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

ア (3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、平成30年2月22日（木）までに電子調達システムにより入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知する。また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

なお、書面により申請書を提出した者については、書面により通知する。また、参加資格を有しないと決定したときも通知する。

イ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

入札参加資格の有効期限は、その決定を受けた日から平成33年3月31日までとする。

なお、有効期間満了後引き続き入札参加資格を得ようとする者は、平成30年度から平成32年度までの入札参加資格審査の公告に基づき申請すること。

(7) 変更届

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け出なければならない。

- ア 商号又は名称
- イ 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

- ウ 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者
 - エ 委任状の記載事項
- (8) 入札参加資格の取消し
- 入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。
- ア (1)のただし書のいずれかに該当しなくなったとき。
 - イ 入札参加資格審査の申請において虚偽の申請をしたとき。
 - ウ 営業を休止又は廃止したとき。
- (9) 問合せ先
- 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課（電話 0852-22-6644）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 1月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

- (1) 委託業務名及び数量
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託 一式
- (2) 委託場所
島根県企業局西部事務所（島根県江津市松川町上河戸703）
- (3) 業務概要
江の川水道用水供給事業、工業用水道事業の運転監視業務
- (4) 委託期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- (5) 最低制限価格
本業務委託は、島根県総務部管財課が定める「庁舎清掃等委託業務に係る最低制限価格制度試行要領」に準じて最低制限価格が適用される業務委託である。

2 入札参加資格

- (1) 水道技術管理者資格を有する職員を雇用している者であること。
- (2) 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の実績が、継続して1年以上あること又は水道技術管理者資格を有する職員を2名以上雇用している者であること。
- (3) 平成30年度から平成32年度までにおける島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る入札参加資格を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 島根県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (7) 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 他の入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等から

の排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、公告日から平成30年2月19日（月）午後4時までに、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び所定の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、4(2)の担当部局へ郵送又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札説明書等の交付等

(1) 交付期間

公告日から入札日の前日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 交付場所等

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

イ 電子調達システムの入札情報サービス（PPI）及び島根県企業局のホームページに掲載する。

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問のある者は、入札等質疑書を持参、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出するものとする。

ア 提出期限

平成30年2月23日（金）午後4時まで

イ 提出場所

(2)アの場所

ウ 回答

平成30年2月27日（火）までに電子調達システムにより回答するとともに、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

なお、やむを得ない事由により電子調達システム等を閲覧できない入札者については、書面により回答するので、8(8)の問合せ先まで連絡すること。

5 入札方法等

本案件は、島根県電子入札運用基準による電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県電子入札運用基準に定める紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

(1) 入札書提出期間

電子調達システムにおいては、平成30年2月23日（金）午前9時から同年3月16日（金）午後4時まで

紙入札においては、平成30年3月15日（木）午前9時から同月16日（金）午後4時までに4(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること（必着）。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（平成31年9月まで）及び100分の10（平成31年10月以降）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100（平成31年9月まで）及び110分の100（平成31年10月以降）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の辞退

- (1) 競争参加資格確認申請者の入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は、辞退できない。
- (2) 入札辞退者は電子調達システムにより手続を行うとともに、その理由を明記した入札辞退届を開札時まで、4(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること。
- (3) 入札辞退届を提出せずに辞退した場合、あるいは辞退の理由が不適切な場合は、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

7 開札等に関する事項

以下の日時に行い、落札結果は電子調達システムにより通知するとともに、入札（落札）結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

なお、書面により入札書を提出したものについては、電話等により通知する。

平成30年3月19日（月）午前10時から

開札場所：島根県企業局経営課

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
別途公告の入札参加資格を有する者は、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2第1項第3号に基づき免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要する。
- (6) 契約における特約条項
本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234号の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は契約を解除することができる。
- (7) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県企業局経営課 経営企画スタッフ 電話0852-22-6644
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be supplied : Go-no-kawa River Water Supply Project and Operational Supervision Work Tender

- (2) Date and time of tender : From 9 : 00 15 March 2018, to 16 : 00 16 March 2018
- (3) Supervising Office (Contract) : Management Division Bureau of Public Enterprise Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, JAPAN
TEL 0852-22-6644

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年1月19日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

1 物品の名称及び数量

- (1) 県立学校教育用コンピュータ等機器（松江北高等学校外1校） 一式
- (2) 県立学校教育用コンピュータ等機器（飯南高等学校外1校） 一式
- (1)及び(2)については、それぞれの入札である。

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成29年12月13日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島三丁目2番13号

5 落札金額

1の(1) 29,484,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

1の(2) 30,715,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年10月24日